

議案第 4 号

埼玉西部消防組合行政手続条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 4 日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 6 3 号）により、行政手続法が一部改正され、聴聞を行う際に不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における公示の方法が改められたことに伴い、埼玉西部消防組合行政手続条例においてもこれに準じた所要の改正を行うため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合行政手続条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合行政手続条例（平成２５年条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１５条第３項中「その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、後段を削り、同条に次の１項を加える。

- ４ 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第１６条第１項中「同条第３項後段」を「同条第４項後段」に改める。

第２２条第３項を次のように改める。

- ３ 第１５条第３項及び第４項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項及び第４項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

第２９条中「第１５条第３項及び」の次に「第４項並びに」を加え、「同項

第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 2 8 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 1 5 条第 3 項後段」を「第 1 5 条第 4 項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の埼玉西部消防組合行政手続条例（以下この項において「新条例」という。）第 1 5 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を新条例第 2 2 条第 3 項（新条例第 2 5 条後段において準用する場合を含む。）及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。